

令和7香南市監査委員告示第6号

令和7年3月4日付け06香南監委発第69号、令7香南市監査委員告示第3号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和7年3月27日

| | |
|---------|-------|
| 香南市監査委員 | 有岡 正博 |
| 同 | 安岡 敬子 |
| 同 | 中屋 和彦 |

令和6年度の定期監査（物品関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| 1 郵便切手等の購入時期・購入枚数について（建設課） | |
| <p>郵便切手等は、購入した年度中にすべて使用し、在庫を抱えないことが理想的である。各部署の郵便切手等の受払簿や、現物の残数等を実査したところ、総務課は、郵便料金改定に伴い、単体では使用できない切手の在庫が発生した際に、不足分の金額の切手を購入し、在庫の使い切りに努めていた。他にも、切手等が必要になった際にすぐには購入せず、会計課へ返納された切手等の受入を行い、使用している部署もあった。</p> <p>その一方で、建設課国土調査係の郵便切手の在庫枚数は突出して多く、使用状況にも問題があった。令和5年度末の令和6年3月27日に84円切手を500枚購入しており、84円切手の残数は940枚となっていた。その大半は購入した年度中に使用せず6年度に繰り越している。そして、84円切手の残数が740枚あったにもかかわらず、令和6年10月1日の郵便料金改定時に、110円切手を300枚購入し、その後、84円切手は使用されていなかった。これは、計画性を欠いた不適正な事務処理であると言わざるを得ない。郵便料金の改定があった場合には、古い切手類から順次使用するなどして、計画的で無駄のない使用をすべきである。そして、購入の際には使用状況に合わせ、必要最低限となるよう心がけ、保管枚数が使用枚数に比べて過</p> | <p>郵便切手84円の購入及び購入枚数につきましては、まず、令和6年度は、令和5年度の使用実績をもとに、年間で約700枚が必要と見込んでおり、また、年度当初の4月に、そのうち約500枚の使用（戸籍等を関係自治体に照会）が予定されていたことから、前年度の令和6年3月中に、予め余裕を見て多めに翌年度の1年分をまとめて購入したものです。</p> <p>更に、令和6年10月の郵便料金改定時には、84円切手の在庫を考慮せず、安易に110円切手を、その時点で必要な300枚を購入しました。</p> <p>今回の件は、切手が公金と同様であることの認識が、担当職員をはじめ課内職員の意識が非常に薄かったことが原因で起こったことと考えております。</p> <p>このため、切手は公金と同様であること、このため多めに所持することのないよう、しっかり、在庫を考量しながら、必要最小限の購入とするよう取扱いを改めることを課内の職員に周知徹底を行いました。</p> <p>今後、郵便切手を購入する際には、返送される枚数や在庫を精査し、必要以上に購入しない、また必要以上の在庫を持たないよう徹底してまいります。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 大になることのないよう努められたい。 | |
|--------------------|--|